1　この表は、青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第７条第６項（一般廃棄物処分業の許可）、第14条第６項（産業廃棄物処分業の許可）若しくは第14条の４第６項（特別管理産業廃棄物処分業の許可）の許可を受けた者（以下この号において「廃棄物処分業者」という。）であるものが所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この号において「平成18年改正法」という。）附則第109条第５項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第55条の６（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で廃棄物処分業者であるものが平成18年改正法附則第135条第５項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第13条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の45（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一㈢の記載要領第11号中「「(4)×$\frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{}$(5)」」を「「(4)×$\frac{\text{最終処分の期間の月数}}{}$(5)」」に改め、「岩石の採取、」及び「又は石炭の採掘」を削り、同第12号を削る。

別表十一㈣の表中「

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「41の①」又は（別表四の二「49の①」＋「50の①」＋「51の①」＋「52の①」））

」を「

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「40の①」又は（別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」））

」に改め、同表の記載要領第11号及び第12号中「別表四「45」又は別表四の二付表「53」」を「別表四「44」又は別表四の二付表「52」」に改める。

別表十一(十一)を削る。

別表十一(十一)の表中「

当期の月数 積立期間の月数

」を「

当期の月数 60又は72

」に改め、同表の記載要領第１号中「第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）、」を「第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）若しくは」に改め、「第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成23年12月旧措置法」という。）第57条の８（特別修繕準備金）若しくは平成23年12月改正法」を削り、「（法人の」を「（特別修繕」に改め、「、平成23年12月旧措置法第68条の58（特別修繕準備金）」を削り、「連結法人の」を「特別修繕」に改め、同第11号中「「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$⑬」」を「「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{60又は72}}$⑬」」に改め、同号㈠中「又は平成23年12月旧措置法第57条の８第10項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「租税特別措置法第68条の58第９項又は平成23年12月旧措置法」を「同法」に改め、同号㈡中「若しくは第15項又は平成23年12月旧措置法第57条の８第12項、第13項若しくは第15項」を「又は第15項」に、「、租税特別措置法」を「、同法」に、「若しくは第14項又は平成23年12月旧措置法第68条の58第11項、第12項若しくは第14項」を「又は第14項」に改め、同第四号㈠及び㈡を次のように改める。

㈠　租税特別措置法第57条の８第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第15項又は第19項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第13項又は第16項（海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載すること。

㈡　租税特別措置法第57条の８第12項、第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第13項、第17項又は第21項の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第11項、第14項又は第17項の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載すること。

別表十一㈤を別表十一㈣とする。

別表十一㈣の次に次の１表を加える。